

静岡県教育委員会

議事録

平成 27 年度 第 19 回定例
1 月 7 日（木）

静岡県教育委員会教育長 木苗直秀は、

平成 28 年 1 月 7 日に教育委員会第 19 回定例会を招集した。

- | | | | | |
|---|-----------|---|----|-----------|
| 1 | 開催日時 | 平成 28 年 1 月 7 日 (木) | 開会 | 13 時 30 分 |
| | | | 閉会 | 14 時 25 分 |
| 2 | 会 場 | 教育委員会議室 | | |
| 3 | 出席者 | 教 育 長 木 苗 直 秀
委 員 加 藤 文 夫
委 員 溝 口 紀 子
委 員 斉 藤 行 雄
委 員 興 直 孝
委 員 渡 邊 靖 乃 | | |
| | 事務局 (説明員) | 杉 山 行 由 教育次長
水 元 敏 夫 教育監
池 田 和 久 理事兼教育総務課長
高 橋 雄 幸 健康安全教育室長
山 本 知 成 教育政策課長
中 川 好 広 情報化推進室長
平 松 明 子 人権教育推進室長
長 澤 由 哉 財務課長
杉 山 和 幸 福利課長
林 剛 史 義務教育課長
奥 村 篤 義務教育課人事監
渋谷 浩 史 高校教育課長
渡 邊 浩 喜 特別支援教育課長
北 川 清 美 社会教育課長
増 田 曜 子 文化財保護課長
福 永 秀 樹 スポーツ振興課長
唐 國 宏 章 静岡教育事務所長
羽 田 明 夫 静岡西教育事務所長
河原崎 全 中央図書館長
杉 本 寿 久 総合教育センター長 | | |

4 その他

- (1) 第 36 号議案は、原案どおり可決された。
- (2) 報告事項 1 は了承された。

【開 会】

教 育 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。
今回の議事録の署名は、私のほか、渡邊委員にお願いする。

【非公開の決議】

- 教 育 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の議案の取扱いについて諮る。
第 36 号議案は人事案件であるため、非公開としたいと思うが、異議はないか。
- 全 委 員： 異議なし。
- 教 育 長： それでは、非公開案件から審議を始め、第 36 号議案は非公開とする。

<非>第 33 号議案 教職員の人事異動

※非公開

【会議の公開】

- 教 育 長： これより会議を公開する。

報告事項 1 監査結果に関する報告

- 教 育 長： 報告事項 1 「監査結果に関する報告」について、池田教育総務課長より説明願う。

教育総務課長： <報告事項についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

溝 口 委 員： 教員のわいせつ行為について、静岡県だけでなく全国的な傾向がある中で、情報共有という観点から文部科学省はどう捉えているのか。もう 1 点は交通事故であるが、3 月 4 月の異動時期は事故が起きやすいので注意喚起をお願いする。

義務教育課長： 10 年ほど前、全国的な懲戒処分状況を文部科学省の担当官として取りまとめたことがあるが、その頃からわいせつ事案が増えていたので、わいせつ事案を特出しして調査を細かく実施し、注意喚起を様々な方法で図ってきた。今まで大まかな調査だったのが、具体的に誰を対象にしてどういった場面で起こったのかを細かく調査した。調査結果を受けての印象は高い水準で件数が推移しているという認識であるが、性質が変わってきたのではないかと思う。有形力を行って女性のからだに触るということよりも、通信機器を使った盗撮や SNS 上の画像頒布の問題が増えている。8～9 月に発生した事案もスマートフォン等を使用したものであった。文科省では懲戒処分等の状況調査結果を毎年 12 月にとりまとめて公表しているが、わいせつ事案は依然として同じような水準である。一方、体罰については桜宮高校の事案から体罰事案の懲戒案件が減少したのではないか。先日、文部科学省の担当官と話しをしたところ、そのようなことを述べていた。

教育総務課長： 交通事故であるが、昨年、教員が児童をはねるという痛ましい事故があった。その時調査した結果によると、4、5 月は注意して運転しているが、6 月に事故が多いという結果が出ている。

加藤委員： 7年前に教育委員となった時は、校内での盗撮事案が多かったが、最近では教師としての立場を離れたところで発生している事案が増えている。これは一般犯罪に属するものなので管理が難しい。いじめの問題であるが、昨今、自殺によって問題が発覚するケースがある。校内で問題化せず、校外でいじめや暴行が行われているケースが多いが、どう対応していけばよいのか。対策を講じれば講じるほど内にこもってしまい、見つかりにくいところでいじめが行われるようになってきているのではと思う。いじめをなくすということは報告をなくすことではなく、子どもが生活するのに困難な状況になることを防ぐのがいじめ防止の大事なことだと思う。

溝口委員： メディア媒体の急激な変化で、学校外でのわいせつ事案が増えていることは分かっており、発生した個々のケースも分かっている。教育委員会として注意喚起だけでなく更なる対策を打ち出せば良いと思う。いじめ対策防止法ができて、いじめ連絡協議会等を実施しているが、いじめが顕在化しにくい状況になっているのではないかと感じる。子どもたちに絡む不祥事や事故で、いじめか自殺か解明できていないのが事実である。意見内容にある保護者や地域住民への積極的な周知の推進とあるが、地域住民にどうやってセーフティネットを持っていくかというのは明記されていない。難しい部分なのかという印象をもった。

教育長： 各学校への通知文には職名だけの通知ではなく、名前を明示するようにした。

加藤委員： 民間では業績が振るわない停滞した部署に事件や事故が起こりやすい。漫然と過ごしていると魔が差すので、みんなでこの学校を守っていくという一致団結した思いがあれば、変な気持ちが起こっても自制できるのではないと思う。リーダーである校長や教頭が「今月はこの目標を達成しよう」ということを声高に発信していくことが大事ではないかと思う。

教育長： メッセージを漠然と送ってもダメなので、校長の名前で出す。また、校長が意識を変えて、自分の学校の教員の指導をするようにしないと終わらない。

溝口委員： それは現場に当事者意識がないという御指摘か。

教育長： そうである。

加藤委員： ある種の情熱のようなものがほしい。情熱が持続するような工夫が必要である。

興委員： この監査結果に対する措置状況は3月3日までに報告するという事か。

教育総務課長： そうである。

興委員： これでもって確定していないと理解してよいか。

教育総務課長： この資料は前回の監査結果に対する措置状況なので既に報告済みである。

興 委 員： この資料の措置状況として県教育委員会が市町教育委員会に対してどのような措置をしたかということが明記されているが、市町教育委員会がどのように対応したかについては記載されていない。措置状況としては不十分だと思う。平成 27 年 11 月 6 日の定例会で教育政策課から「市町教育委員会事務局訪問報告」が報告されており、この中で平成 27 年 6 月 10 日から 9 月 11 日までの訪問で懇談したところが上がっている。それぞれ総括と個別事項の記載があるが、義務教育課の中で、「スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの拡充やネットパトロール等の施策により、いじめの問題に対する体制を整備した（静岡市、焼津市、袋井市）」とある。いじめの問題について整備をしたと記載されているが、今回の措置状況には「スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの効果的な活用を推進し、相談体制の整備に努める。」と明記されている。各市町の実態を把握しているので、そのような措置状況にしてほしい。いじめの問題は明記されているが、教員の不祥事については訪問報告の中に記載がない。教育長が市町教育長に発信すればよいのではなく、現場にどうやって周知しフォローしたらよいかについて、学校経営の観点から掘り下げた対応策を考えてほしいと思う。

溝 口 委 員： わいせつ事案がまた発生してしまったので、前回の措置状況がうまく機能していないことが表れていると思う。今回の意見書には更に強いメッセージを盛り込んでほしい。

斉 藤 委 員： 不祥事の問題であるが、4～5年前に金子委員が「挨拶プラス一言」ということを言っていた。講話やOJTよりも職場の環境、職場の空気、職場の雰囲気というのが一番大事ではないかと思う。特効薬にはならないが、日常の職員室での職員同士でのコミュニケーション、校長と教員とのコミュニケーションを良くしていくことが大事である。「おはよう」だけでなく「おはよう、先生この頃どう」というような意味で、プラス一言を金子委員は言われたと思う。一番大切なことはそういったことではないかと思う。

教 育 長： 同じ学校で何回も同じ不祥事や事故が起こることはあるのか。

教育総務課長： 交通事故は同じ学校で起こるケースがある。

加 藤 委 員： そうであると学校の立地条件が関係している可能性がある。通勤路に問題があるのであれば公安委員会にお願いして標識を増やすなどの対策はできるのではないかと思う。

溝 口 委 員： 現場の当事者意識という観点で、教育長が会議で毎回言っているのになぜ当事者意識をもたないのかと懸念する。もともとの教育現場の問題なのか、新教育委員会制度のもとであるからこそ、現場の管理者には当事者意識をもっと強く持ってほしい。監査委員から毎回指摘される中で、現場には当事者意識を持ってほしい。

興 委 員： 教育長の名前で通知文を出すとされたが、従来も現場は厳粛に受け止めていたと思う。溝口委員が指摘したように管理者の当事者意識が

希薄であると断言してしまうと、教育委員会がどこまで現場を把握しているのかということ問われるのではないか。大事なのはどのような対応をしていたかということ。教育委員会が知らないで即断することは避けるべきである。現場の実態を知った上でメッセージを出すようにすべきである。1月5日の新聞報道で「教員を集中配置」「多忙化解消へ静岡県教育委員会がプロジェクト」とあったが、現在、多忙化解消やいじめ問題について、現場にまわりが助けしてくれる体制となっていないので、時宜を得たプログラムだと思う。こういった取り組みによってわいせつ行為やいじめ問題が少なくなっていくのは想像できる。監査に対する措置状況報告も前向きなメッセージで、教育委員会が厳粛に受け止めているということを出していくことが大事であると思う。

教 育 監： 当事者意識というところであるが、2月にコンプライアンス委員会が予定されており、前回から市町教育委員会の方にもコンプライアンス委員会に参加してもらっている。市町教育委員会の問題、校長の問題、教職員の問題、現場の状況、これからの県の事業施策の展開について、情報の共有、交換を図るということで進めている。今いただいた御意見も含め、本年度から参考にしていく。また、興委員からあった多忙化解消の新聞報道は、時期を改めて関係各課から報告する。

加 藤 委 員： 多忙化がわいせつやいじめにつながるという考え方は短絡的であり、また、そのための処方箋があるから減るというのも短絡的な議論である。多忙化の問題は、教員の労働条件の改善という視点で考えることである。わいせつやいじめは人間が集団行動で生きていく中で、何らかのかたちで起きてしまうことであって、起きてしまうことが事件にならないように抑えていくことが大事である。多少のいじめは集団の中においては必ずあるが、それが自殺に追い込まれたり、登下校時に蹴飛ばすようなことになってはいけない。疎外されてしまった人間が、なぜ疎外されたのかを考えるのも教育である。無菌状態で生活を送って社会に出ても、社会におけるいじめはこんなものではない。小学校、中学校、高校における自殺よりも、大学生、社会人の自殺が圧倒的に多い。そういったことを考えた場合、きれいごとを言っていられない。どのように子どもたちが困難に向かい、乗り越えていくのか。いじめめる側もいじめられる側もそのあたりを考えていくことがまさに教育である。

教 育 長： 他に意見は無いか。

全 委 員： (特になし)

教 育 長： 報告事項1を了承する。

教 育 長： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。

これをもって、平成27年度第19回教育委員会定例会を閉会とする。